

恵那市農業委員会非農地証明事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号、21農振第1598号農林水産省経営局長及び農村振興局長通知）別添第4の（2）に基づく農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する農地又は採草放牧地に該当しない土地（以下「非農地」という。）の証明事務（以下「非農地証明」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(取扱方法)

第2条 恵那市農業委員会は、農地台帳に記載されている土地が非農地に該当するか否かについて、当該土地の現況、態様その他の事実状態に基づいて客観的に判定し処理するものとする。

(非農地証明の対象)

第3条 非農地証明の対象となる土地は、次のいずれかに該当する土地とする。

（1） 法施行日（昭和27年10月20日をいう。）以前から非農地であった土地であって、建物若しくは工作物の建造、宅地造成、道水路の設置又は植林その他管理を行うことにより、当該土地が農地以外の用に供されていたことが明らかであるもの

（2） 農地として利用する上で人力又は農業用機械では耕起及び整地ができない土地であって、農業的利用を図るための条件整備が計画されていない次のいずれかに該当するもの

ア 森林の様相を呈していることその他の事情により農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地

イ 対象となる土地の周辺の状況を踏まえ、当該土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる土地

（3） 水害その他の災害により農地が流失、埋没していることその他の理由により今後農地として利用するための復旧の見込みがなく、かつ、管理されないまま放置されている土地

2 前項の規定にかかわらず、法第51条第1項の規定による処分の対象となった土地については非農地証明の対象としない。

(申請対象者)

第4条 非農地証明を申請することができる者は、申請の対象となる土地（以下「申請地」という。）の所有権を有する者とする。

（申請書類等）

第5条 非農地証明を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、非農地証明申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、恵那市農業委員会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

- （1） 申請地の位置図又は案内図
- （2） 申請地の土地登記簿謄本（法務局が発行するものであって、発行後3月以内のものに限る。）
- （3） 申請地の公図の写し（法務局が発行するものに限る。）
- （4） 申請地の現況写真
- （5） 農地でなくなった時期を証明する官公署等の発行する書類がある場合は、当該書類
- （6） その他恵那市農業委員会が必要と認める書類
（調査）

第6条 申請書の提出があったときは、恵那市農業委員会は、記載事項の内容及び添付書類の審査を行い、申請地の現況の調査を行うものとする。

（審議及び可否の決定）

第7条 恵那市農業委員会は、前条の規定による現地調査を実施したときは、当該調査の結果を恵那市農業委員会の総会に諮るものとし、申請地が非農地であるか否かについて審議し、決定するものとする。

（証明書の交付）

第8条 会長は、前条の規定による審議の結果、申請地が非農地であると決定したときは、申請者に対して非農地証明書（様式第1号）を交付するとともに、申請地に係る農地台帳を修正するものとする。

2 会長は、前条の規定による審議の結果、申請地が非農地ではないと決定したときは、申請者に対して非農地証明申請書に対する通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。